

問い合わせ先

海上保安庁交通部安全課

課長補佐 牧野 充浩

(代表) TEL3591-6361 (内線6303)

(夜間) TEL3591-2776 (直通)

平成19年7月13日

海上保安庁

港則法施行令の一部改正について (港域の変更)

1. 港則法の概要

港内は、広さが制限された海域に多数の船舶が頻繁に出入りし、しかも停泊、荷役等を行う場所でもあることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため港則法が制定されている。同法は、船舶交通量が多い等船舶交通等の規制を行う必要のある501港を適用港としている。また適用港のうち、大型船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、船舶交通量が特に多い等の理由により一層厳しい規制を行う必要のある京浜、大阪、神戸等86港を特定港としている。適用港では、速力制限、港内での航法、工事作業の許可制といった規制が課され、また特定港ではそれらの規制に加え、入出港の届出、航路航行義務、危険物荷役の許可制といった規制が課されることになる。

前述の適用港及びその港域並びに特定港については、港則法施行令に定められている。

2. 港則法施行令の一部改正の概要

うらかわ
浦河港(北海道)(適用港)

防波堤の整備による船舶交通のふくそう化及び船舶交通流の変化に対応するため、港域の変更を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 平成19年7月20日(金)

施 行 平成19年8月1日(水)



うらかわ
浦河港 (北海道)

- 現港域
- 改正港域案
- 港域改正の原因となる工事

